

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」及び「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」について

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

I 趣旨

平成32年（2020年）に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるもの。

II 概要

- 1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置
内閣に、平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の準備及び運営に関する施策の重点的・計画的な推進を図るための基本方針の案の作成及び基本方針の実施の推進等を担う「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」（本部長：総理大臣、副本部長：官房長官及びオリパラ担当大臣）を置くこととし、内閣法の一部改正により本部が置かれている間、国務大臣の数を1名増員する。（第2条～第13条、附則第2条関係）
- 2 国有財産の無償使用
大会の開催に必要な競技施設等に供するため、国有財産（陸上自衛隊朝霞訓練場（防衛省）、皇居外苑及び北の丸公園（環境省））の無償使用を可能とする。（第14条関係）
- 3 寄附金付郵便葉書等の発行の特例
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、大会を記念した寄附金付郵便葉書等を発行できるようにする。（第15条関係）
- 4 組織委員会への国の職員の派遣等
大会の準備及び運営を支援するため、組織委員会の要請に応じて組織委員会に国の職員を派遣できることとし、国家公務員共済組合法や国家公務員退職手当法等に係る特例等、国の職員の派遣に関して必要な規定等を整備する。（第16条～第28条関係）

III 施行期日 公布日から1ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

I 趣旨

平成31年（2019年）に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるもの。

II 概要

- 1 寄附金付郵便葉書等の発行の特例
公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、大会を記念した寄附金付郵便葉書等を発行できるようにする。（第2条関係）
- 2 組織委員会への国の職員の派遣等
大会の準備及び運営を支援するため、組織委員会の要請に応じて組織委員会に国の職員を派遣できることとし、国家公務員共済組合法や国家公務員退職手当法等に係る特例等、国の職員の派遣に関して必要な規定等を整備する。（第3条～第15条関係）

III 施行期日 公布日から1ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日